

5 市民議論について

環境基本計画改定に係る市民議論の概要は以下のとおりです。

実施	方法等	参加者数	提出項目数	備考
環境審議会	随時意見募集	5名	9項目	
	中間答申案に対する市民意見募集	26名	123項目	
	意見交換会	43名	296項目	
	審議会への参加	4名	-	環境保全協議会委員3名 臨時委員1名
札幌市	計画改定案に対する市民意見募集	41名	248項目	
	計画改定案の説明会	38名	-	
計		157名	676項目	

(1) 随時意見募集について

環境審議会の審議に対しての市民の声を常時受け付けて、審議に反映させるために随時意見募集を行いました。

募集期間	2004年1月29日から5月23日までの116日間
資料及び配布方法	環境審議会審議資料及び会議議事録を環境計画部計画課、環境プラザで配布。ホームページに掲載。
提出意見	意見提出者数5名 意見項目9項目

(2) 中間答申案に対する意見募集について

①意見募集の実施

募集期間	2004年4月23日から5月23日までの31日間
配布方法	中間答申案、中間答申案概要パンフレット、中間答申案重要ポイント別パンフレット
提出意見	意見提出者数26名 意見項目123項目

②意見交換会の開催

実施方法等	環境基本計画の改定の周知を図り、委員が直接対話することにより意見を収集するために、意見交換会を市民・活動団体、高校生、事業者の対象別にワークショップ形式により3回開催しました。
全体参加者	43名
提出意見数	296項目

ア 市民・活動団体対象

開催日時	2004年5月11日(火)18:00～21:00
開催場所	札幌市環境プラザ
参加者	21名
出席委員	6名(福土副会長、久保田委員、齋藤委員、藤田委員、松田委員、油津委員)
内容	前半で中間答申案について説明と質疑応答を行い、後半は委員も加わり、「環境都市像の具体的なイメージ」「重点施策の定量目標」「戦略的施策プログラム」について意見交換を行いました。
提出意見数	165項目

イ 高校生対象

開催日時	2004年5月15日(土)14:00～16:00
開催場所	札幌市環境プラザ
参加者	9名(うち2名引率教員)
出席委員	5名(太田副部長、久保田委員、藤田委員、松田委員、油津委員)
内容	委員も参加したアイスブレイキング [*] 後、「環境都市像の具体的なイメージ」「戦略的施策プログラム」について意見交換を行いました。
提出意見数	62項目

ウ 事業者対象

開催日時	2004年5月18日(火)14:00～17:00
開催場所	札幌市環境プラザ
参加者	13名
出席委員	4名(田中会長、久保田委員、藤田委員、油津委員)
内容	中間答申案についての説明と質疑応答後、計画改定に関する関心・希望・不安、「環境都市像の具体的なイメージ」「重点施策の定量目標」「戦略的施策プログラム」についての意見交換、さらに委員も加わり「環境問題解決に向けての企業の参加」について意見交換を行いました。
提出意見数	69項目

※ 会合に集まったお互いに相手を全然知らない参加者同士が、その会合を始める前に氷のように固まった参加者間の緊張をほぐし、参加者がお互いに親しみを持ち、主体的に会合に参加する雰囲気を作ることです。

③意見の提出状況

意見募集・意見交換会で中間答申案に対して提出された意見数の内訳は以下のとおりです。

表 市民・事業者等の意見の内訳

中間答申案項目	合計	意見募集による意見項目数					意見交換会での意見項目数		
		計	郵送	FAX	持込	メール	計	市民	高校生
全般について	14	11	1	4		6	3	2	1
1 はじめに	1	1		1			0		
2 計画改定の基本的な考え方	4	4	1	3			0		
3 (1) 計画の基本的事項について	1	1				1	0		
3 (2) 環境基本計画の策定にあたってについて	3	2				2	1	1	
他の行政計画等の整合性について	2	0					2		2
札幌における環境面からコンパクトシティについて	4	4		1		3	0		
3 (3) 環境都市像全体に関する事項	2	2				2	0		
環境都市像の体系的整理	2	2		1		1	0		
環境文化都市の実現の内容	21	1				1	20	10	3
循環型都市の実現の内容	53	0					53	39	11
共生型都市の実現の内容	20	0					20	14	4
参加・協働型都市の実現の内容	8	0					8	6	2
環境都市像の実現に向けた基本的考え方について	3	1		1			2		2
3 (4) 環境保全・創造のための重点施策について	1	1				1	0		
重点施策全体に関する事項	6	2				2	4	2	1
定量目標の見直し	11	1				1	10	8	2
地球温暖化の防止	13	4	1	3			9	8	1
森林資源の保全と育成	1	1		1			0		
オゾン層の保護	1	0					1	1	
エネルギーを有効に利用する都市の実現	18	6		5		1	12	5	7
環境低負荷型の交通網をもつ都市の実現	26	15	1	12		2	11	8	2
廃棄物の少ない都市の実現	33	23		20		3	10	3	6
良好な水環境を保全する都市の推進	6	6		6			0		
豊かな自然環境に包まれた都市の実現	5	5		4	1		0		
うるおいと安らぎのある都市の実現	10	8		7	1		2	1	1
健康で安心して生活できる都市の推進	5	4		2	1	1	1		1
環境教育・学習活動の推進	7	6		5	1		1		1
市民や企業の環境保全・創造活動の推進	15	2		1		1	13	1	12
環境保全・創造に寄与する産業や技術の振興	2	1				1	1	1	
地球環境保全に向けた国際的連携・協調関係の形成	1	0					1	1	
3 (5) 市民・企業・行政の行動指針について	2	2				2	0		
3 (6) 計画推進の基本的考え方	3	2		1		1	1	1	
戦略的施策プログラムの設定について	1	0					1		1
戦略的施策プログラムのテーマについて	22	0					22	4	11
戦略的施策プログラムの内容について	75	0					75	44	21
推進体制全体に関する事項	3	2		1		1	1	1	
総合的な環境行政システムの整備について	1	1		1			0		
進行管理全体に関する事項	1	1		1			0		
計画の進行状況の評価について	1	0					1	1	
4 改定計画書について	3	0					3		1
5 要望事項等	1	0					1		1
その他	7	1		1			6	3	3
意見項目数合計	419	123	4	82	4	33	296	165	62
意見提出者数・参加者数	69	26	3	12	1	10	43	21	9

④意見の概要

- ・意見募集で提出された意見は、重点施策に関するものが全体の約7割を占めており、その中でも「廃棄物の少ない都市の実現」「環境低負荷型の交通網をもつ都市の実現」に関する意見が多く提出されました。
- ・市民・活動団体を対象とした意見交換会では、循環型都市の具体的なイメージに関する意見が多く提出されました。また、重点施策に関する意見では、定量目標の見直し等に関する意見が多く提出されました。
- ・高校生を対象とした意見交換会では、戦略的施策プログラムの具体的な取り組みの内容に関する意見が多く提出されました。
- ・事業者を対象とした意見交換会では、「市民や企業の環境保全・創造活動の推進」に関する意見が多く提出されました。

表 意見の概要

「全般について」	
現行計画、中間答申案がわかりづらいとするもの	
「環境保全・創造」は「環境保全」で十分であるとするもの	
市民・企業等の具体的な行動につながるようすべきとするもの	
環境優先主義を基本に据えるべきとするもの	
「1 はじめに」	
環境問題に対する逼迫感が感じられないとするもの	
「2 計画改定の基本的な考え方」	
最初から「札幌らしい・ならでは」を目指すのはいかがでしょうかとするもの	
アクションプログラムが不明確であるとするもの	
団体・町内会・市民及び産・学・官の具体的な協働に関するもの	
「3 (1) ①計画の基本的事項について」	
計画の実効について期待できるのかとするもの	
「3 (2) 環境基本計画の策定にあたってについて」	
今まで以上に資源を節約しなければならないという記述や市民に伝える工夫が必要とするもの	
「3 (2) ①他の行政計画等の整合性について」	
道の計画など様々な計画間の整合に関するもの	
「3 (2) ②札幌における環境面からコンパクトシティについて」	
コンパクトシティの定義を明確にすべきとするもの、計画にコンパクトシティの考え方を取り入れることについて同意を示すもの	
「3 (3) ②ア 環境都市像全体に関する事項」	
「札幌のめざす環境都市像」の名称に関するもの	
「3 (3) ②イ 環境都市像の体系的整理」	
15の施策と3つの環境都市像の実現から環境文化都市の実現を説くには無理がある、「札幌のめざす環境都市像」再整理後の体系図が分かりにくいとするもの	
「3 (3) ②ウ 環境文化都市の実現の内容」	
環境文化都市の具体的なイメージとその実現のための取り組みに関するもの、環境文化都市が分かりづらいとするもの	
「3 (3) ②ウ 循環型都市の実現の内容」	
循環型都市の具体的なイメージとその実現のための取り組みに関するもの	
「3 (3) ②ウ 共生型都市の実現の内容」	
共生型都市の具体的なイメージとその実現のための取り組みに関するもの	
「3 (3) ②ウ 参加・協働型都市の実現の内容」	
参加・協働型都市の具体的なイメージとその実現のための取り組みに関するもの、参加・協働型都市の名称について変更を求めるもの	
「3 (3) ③環境都市像の実現に向けた基本的考え方について」	
主体間、国、道、周辺市町、庁内他部局等との協働に関するもの	
「3 (4) 環境保全・創造のための重点施策について」	
重点施策のすぐ後に行動指針を示すべきとするもの	
「3 (4) ①重点施策全体に関する事項」	
廃棄物の削減と二酸化炭素の削減、エネルギーと廃棄物に重点的に取り組むべきとするもの	
削減よりも環境改善に関する定量目標が必要とするもの	
定量と定性の定義に関するもの	
取り組みについて成果をしめすべきとするもの	
ごみのポイ捨てから進めるべきとするもの	

「3 (4) ②ア 定量目標の見直し」	
	市民に分かりやすい目標設定に努めるべきとするもの 定量目標の達成状況の地域別等の公表により競争原理を働かせるべきとするもの 国の基準にしばられない札幌基準を設定すべきとするもの 「〇〇都市」と数値目標の関連を明確にすべきとするもの 目標値よりも達成のための施策の議論が大切とするもの インプット・アウトプットを算出・把握しトータルで目標をつくるべきとするもの
「3 (4) ③ア 地球温暖化の防止」	
	新たな定量目標項目の設定に関するもの（他の温室効果ガス排出量、公共施設CO ₂ 排出量、産業・家庭部門温室効果ガス排出量、駐輪スペースの割合、市が関与する森林） メタンガスや一酸化二窒素の削減対策を求めるもの 地熱資源の利用に関するもの 京都議定書等の国際的規制にふれるべきとするもの CO ₂ とごみ排出量の抑制のための有効策を打ち出すべきとするもの CO ₂ 濃度での総量規制と重量規制に関するもの 温暖化と車の問題、緑の維持、他都市の状況、産官民の一体に関するもの CO ₂ 削減のための交通渋滞の解消に関するもの 定量目標10%削減を維持すべきとするもの
「3 (4) ③イ 森林資源の保全と育成」	
	植樹方法に関するもの
「3 (4) ③エ オゾン層の保護」	
	台数ベースではなく量ベースの目標が必要とするもの
「3 (4) ③オ エネルギーを有効に利用する都市の実現」	
	自然・未利用エネルギーの活用、冬季のエネルギー使用、省エネルギーの取り組みに関するもの 新たな定量目標項目設定に関するもの（自然エネルギー利用の割合、家庭部門のエネルギー消費量） 自然エネルギー利用促進のための新たな環境指標項目の設定を求めるもの エネルギー対策としてのサマータイム・ウインタータイムに関するもの
「3 (4) ③カ 環境低負荷型の交通網をもつ都市の実現」	
	公共交通機関の利用促進、自動車利用の抑制、自転車利用の促進に関するもの 新たな定量目標項目の設定に関するもの（車の保有台数や走行距離、サイクリングロード、歩行者・自転車利用者の割合、タクシーの空車と実車の走行距離割合） 低公害車の利用促進と定量目標は台数以外の目標の方がよいとするもの ディーゼル排気ガス規制等を求めるもの パーク・アンド・ライドの推進を求めるもの バリアフリーや地下歩行空間などに関するもの
「3 (4) ③キ 廃棄物の少ない都市の実現」	
	ごみ分別の促進・徹底、生ごみ対策の促進等に関するもの 新たな定量目標項目の設定に関するもの（家庭部門ごみ排出量とリサイクル率、ごみの少ない買物ができる店の割合、不法投棄） ビン・カン等の回収やデポジット制、下水汚泥コンポスト化、廃油回収、建設発生土処理に関するもの リサイクルの推進を求めるもの 使い捨て容器の使用削減、過剰包装の対策を求めるもの 企業等との連携による施策、札幌市独自の経済政策を打ち出してはとするもの タバコのポイ捨て禁止やごみ拾い、ごみ箱に関するもの 循環システムの具体的な構築に関するもの 中心街へのごみ処理場の設置を求めるもの リサイクルは必ずしも良い面ばかりではないという記述も必要とするもの 市の処理量が減っても排出量が減らない場合もある、排出減量目標は低過ぎるとするもの
「3 (4) ③ク 良好な水環境を保全する都市の推進」	
	透水性舗装等、地下水・土壌汚染、水道水源、工事に伴う揚水量削減方策、温泉の規制等に関するもの
「3 (4) ③ケ 豊かな自然環境に包まれた都市の実現」	
	自然とのふれあい促進等、レッドデータブック等自然環境関連の情報活用等に関するもの
「3 (4) ③コ うるおいと安らぎのある都市の実現」	
	公園等の整備・活用等、植樹・花植等の推進、緑化を進めるのあたっては地域の植生への考慮が必要とするもの 文化財等の保存・管理に関するもの 河川などの護岸工事に関するもの 建築物と高さと景観に関するもの

「3 (4) ③サ 健康で安心して生活できる都市の推進」
地下水低下と地盤沈下に関するもの 大気・水質・土壌・騒音・臭気等の対応が希薄とするもの 凍結路面用融雪剤の環境影響、環境リスクに関するもの
「3 (4) ③シ 環境教育・学習活動の推進」
学校教育との連携等、体験学習の推進に関するもの 新たな環境指標項目の設定を求めるもの（環境教育リーダー利用者数） 子どもの教育（親切運動）、環境に関するイベントの開催に関するもの
「3 (4) ③ス 市民や企業の環境保全・創造活動の推進」
企業の参加を促進するための方策等、環境コストや負担の仕組み、エコアクション21、HES等の利用促進、NPO法の改正、新たな定量目標項目の設定に関するもの（市事業のうち協働で実施する事業割合）
「3 (4) ③セ 環境保全・創造に寄与する産業や技術の振興」
環境ビジネスの普及促進等に関するもの
「3 (4) ③ソ 地球環境保全に向けた国際的連携・協調関係の形成」
国際的連携としてデンマーク・ドイツの都市との連携に関するもの
「3 (5) ②市民・企業・行政の行動指針について」
グリーンコンシューマーの考え方、グリーン購入法に対する取り組みの記述を求めるもの
「3 (6) ①計画推進の基本的考え方」
ISO14001との連携等、計画推進のあり方、人材育成の必要性に関するもの
「3 (6) ②戦略的施策プログラムの設定について」
プログラムの実施とその結果の評価を求めるもの
「3 (6) ②ア 戦略的施策プログラムのテーマについて」
「廃棄物」「環境教育」「省エネルギー」「水質保全」「地球温暖化」「森林伐採・破壊」「オゾン層の破壊」「排ガス」「車の渋滞」「産業育成」「グリーン購入」「自然エネルギー」に関するもの、その他
「3 (6) ②イ 戦略的施策プログラムの内容について」
「都心交通対策の推進」「自然エネルギー・未利用エネルギーの利用促進」「省エネルギーの推進」「環境教育・学習の推進」「冬季エネルギー対策の推進」「廃棄物の削減」「森林・緑の保全・創出」「水質保全」「オゾン層の保護」「国際的連携」に関するもの、その他
「3 (6) ③ア 推進体制全体に関する事項」
市民と計画の内容等に関する情報交換の場、市民・企業・行政が協働でチェックのシステムが必要とするもの
「3 (6) ③ウ 総合的な環境行政システムの整備について」
情報がリアルタイムに分る掲示板の設置を求めるもの
「3 (6) ④ア 進行管理全体に関する事項」
「環境基本計画」と「ISO14001」とのシステムに関するもの
「3 (6) ④イ 計画の進行状況の評価について」
達成状況に関して評価・理由を示すことを求めるもの
「4 改定計画書について」
計画の普及に関するもの、参加の方法が不明とするもの
「5 要望事項等」
予算の効率的な執行を求めるもの
「その他」
意見交換会の内容・進め方等、マスコミの参加を求めるもの、意見収集方法としての作文・小説などの募集に関するもの、その他

(3) 計画改定案に対する意見募集について

①意見募集の実施

募集期間	2004年11月18日から12月17日までの30日間
資料及び配布方法	計画改定案への意見募集用冊子（意見募集にあたって、計画改定案のポイント、計画改定案、募集要項、ご意見記入シート）
提出意見	意見提出者数41名 意見項目248項目

②説明会の開催

環境基本計画の改定の周知を図るため、市民意見を直接、収集するために説明会を開催しました。

開催日時	2004年12月13日(月)18:30~20:30
開催場所	札幌市環境プラザ
参加者	38名
内容	前半で計画改定案について説明を行い、休憩時間中に説明を聞いての疑問点などを質問シートに記入・提出してもらい、後半は質疑応答を行いました。

③意見の提出状況

意見募集で計画改定案に対して提出された意見を分割し、計画の構成に沿って分類した項目数の内訳は以下のとおりです。

表 意見項目の内訳

計画改定案項目	提出手段別意見数						計画改定案に反映し変更した意見項目数
	メール	郵送	FAX	持参	計	項目別割合	
全般について	8	6	7	1	22	8.9	-
序章 環境基本計画の構成と概要	1	1	7	1	10	4.0	1
第1章 環境基本計画の策定にあたって	3	0	3	0	6	2.4	1
第2章 環境基本計画のめざすもの	2	0	9	0	11	4.4	3
第3章 環境保全・創造のための重点施策	51	22	46	8	127	51.2	19
第4章 環境保全・創造に向けた行動指針	10	1	4	0	15	6.0	5
第5章 環境基本計画の推進に向けて	27	3	8	1	39	15.7	2
戦略的施策プログラム	7	0	8	1	16	6.5	6
その他	1	0	0	1	2	0.8	-
計	110	33	92	13	248		37

④意見の概要

- ・提出された意見の半数が「第3章 環境保全・創造のための重点施策」に関するものであり、その中でも「環境低負荷型の交通網をもつ都市の実現」「廃棄物の少ない都市の実現」「うるおいと安らぎのある都市の実現」「環境教育・学習活動の推進」に関する意見が多く提出されました。
- ・「第5章 環境基本計画の推進に向けて」では「第5.1節 計画の推進体制」に関する意見が多く提出されました。
- ・意見項目のうち計画改定案に反映し、変更を行った意見項目数は37項目となりました。

次ページ以降に意見を一部要約、分割し、計画改定案の構成に沿って分類し、それぞれに対する考え方及び変更内容を掲載しています。意見をもとに変更を行ったものは、「市の考え方」欄に【変更】と表示し網掛けをしています。なお、表中のページ数は意見募集用資料（札幌市環境基本計画改定案）でのページを示しています。

表 計画改定案への市民意見の概要と市の考え方

意見の概要	市の考え方
全般について	
短期・中期・長期目標により住民にわかりやすく、また達成度がわかる政策でなければならない。	できる限り定量目標を設定するとともに、環境指標や短期的に取り組む戦略的施策プログラムを設定しています。
過去の検証と現在の問題提起があまりにも少ない。	現行計画の課題を踏まえ、計画改定を行いました。なお、現行計画の課題については、序章1)「(1)計画の主旨と改定の背景」で記述しています。
啓蒙・普及も環境対策の一環として重要であるが、強権的に環境保全を貫く確たる行政指導要綱を期待する。	普及啓蒙のみならず必要な対策など、より効果的な施策の実施に努めます。
ページ数の減少は評価するが、現行計画より活字の量が多く、読むこと、理解することに苦勞した。活字数は少ないほうがよい。	別途、概要版を作成したほか、主体別計画書の作成を予定しています。
太線の黒枠で囲まれた表や●が多いため暗く感じられると同時に混雑した紙面に感じられた。	最終的な改定計画書は、紙面など読みやすいものとするよう工夫をしました。
検討すべきこと、やらなければならないことはすべて網羅されている。	改定計画のより一層の推進に努めます。
市としての基本方針的なもの、共通したキーワードが随所に見られ、市の活動に統一された方向性が感じられようになってきた。各部署は「強調すべきトーン・キーワードのベクトル」をこれまで以上に合わせるべきであり、キーワードの統一活用・統一表示をあらゆる機会、経営資源を使って視覚的に心がける必要がある。「市のブランドマネジメントとかブランディング」ということになり、中でも市民自治や市民参加と協働などの思想の定着は最も重要であるが、市民合意ほど難しいものはなく、過去の停滞の要因も今後の成否もすべては市民自治の仕組みづくりや定着化に関係している。	環境保全・創造を目的とする行政計画はもとより、その他環境保全・創造に関する事項を定めるものの上位計画としての位置づけを明確にして、すべての行政の分野において、本計画の主旨を尊重し整合を図ることとしています。また、総合的な環境行政システムの整備の方向性として環境自治の考え方、段階を明示しています。
もう少し読みやすく分かりやすくしてほしい。(4件)	最終的な改定計画書は、できる限り読みやすく、また、分かりやすいものとするよう工夫しました。また、別途、概要版を作成したほか、主体別計画書の作成を予定しています。
環境に対する負荷を減らし、未来へ持続可能な都市を子どもに託すという市の強い意志が感じられ、共感をもった。ぜひこのような方針を厳守して札幌市の街づくりに取り組むとともに、他の部署、行政の末端までこの方針を貫いてほしい。(2件)	すべての行政分野において環境基本計画の主旨が尊重され、整合が図られるようにして、計画の推進に努めます。
札幌市環境基本計画案は未来につなぐ希望を持てる内容であり、市と住民が高い志を示して一つ一つ実現させていけば市民として大きな誇りになる。日本中の行政の世界中の政治の二本として「命を守る、命を未来につなぐ」精神に期待する。	計画のめざす目標等の達成に向け計画のより一層の推進に努めます。
本当に人間らしい心が育って、その心が人間に必要なこととして、良い環境を創造的に造り上げることが必要である。	環境教育・学習のより一層の推進などの必要性につながるご意見として計画改定の参考とさせていただきます。
市民の声をききながらの、わかりやすい説明と行動が必要である。	市民の皆さんへの情報提供をはじめ対話による情報の共有化などに積極的に取り組みます。
次世代・次々世代への継承・伝達の重要性について考えただけでなく、行動イメージに結び付く具体的内容を盛り込むべきである。	各主体の行動につながるよう、第2.2節で各都市像が実現された札幌のイメージ、第3章で目標を達成した市民生活・企業活動についての記述を追加するとともに、第4章では目標達成のための具体的な行動例を示しています。
非常に多角的にとらえており、分かりやすく記載されているが、非常に理想的で、本当にこれが実現できると良いが、困難も伴うと思う。	計画の推進にあたっては、様々な課題を着実に解決しつつ、できる限り具体的な行動につながるよう取り組みを進めていくこととしております。
出来るだけ多くの市民の参加が必要であり、市の広報誌に優しく、分かりやすく頻繁にのせて啓蒙する必要がある。	広報誌の活用などにより周知に努めるとともに、別途、計画書の概要版を作成したほか、より分かりやすい市民向け計画書などの作成を予定しています。
環境局は、札幌市環境基本条例及び環境基本計画を遵守するべきであり、先ず、市環境局のこれまでの姿勢を見ると環境基本条例や基本計画に反しているような施策の計画を見直すことなく、推進しようとする姿勢を改めない限り、環境基本計画を改定しても無意味である。	環境局は環境基本条例の遵守、基本計画の推進に努めていると考えます。
違う立場・違う考え・違う行動形態の人の意見を聞く必要がある。	できるだけ多くの市民の皆さんや立場の違う方などからの意見の把握に今後とも努めます。
「迷惑施設等の一極集中を排し、市内10区のそれぞれ平等のバランスある環境行政の推進に努力する」「環境行政は、アセスメントに基づき迷惑施設等の一極集中的建設を排し、市内10区のバランスに十分留意した施策推進を図る努力をする」と言った文言表記を挿入してはと考える。	本市環境行政への貴重なご意見として受け止めさせていただきます。
序章 環境基本計画の構成と概要 (P1~4)	
1) 計画の基本事項、2) 計画の構成と骨格の内容はよいと思う。(5件)	ご意見として計画改定の参考とさせていただきます。

意見の概要	市の考え方
1) 計画の基本的事項 (P1)	
全体にもう少し凹凸感が欲しく、これまでの長年の取り組みの成果や変化を定量的に捉えて冒頭に記述してほしい。課題の記述に関し、これらの部分の過去から現在に至る時系列的变化・評価を後の頁の各項が末尾に資料の形で少し詳しく記述してほしい。	現行計画の課題については、序章1)「(1) 計画の主旨と改定の背景」で記述しています。
計画の位置づけで、行政計画や環境保全・創造に関する事項を定めるものの最(説明会口頭では)上位計画として位置づけるとしているが、「位置づけ」と云うあいまいな表現で担保されるのか。	これまで明記していなかったものを明確に記述したことにより、より一層の徹底が図られると考えます。
行政執行推進の意識確立への決意に関する文言表記の挿入をするべきであり、「市民の要望・意向を謙虚に受け止め尊重し、忠実に施策の実効実現に努力する」また、「そのために、必要な情報開示に努めるとともに、遂行段階での市民の意向の把握と改善の努力をする」さらに、「常に検証・評価を行いより合理的な事業推進の努力をする」と言った意味の文言表記を、最低でも「趣旨・意図」の項等に、出来れば「PDCA」の各内容に関連させて挿入し、意識の向上に資してはどうか。	行政の意識や姿勢等については市民の皆さんの信頼を損なうことのないよう努めていきたいと考えております。また、市民の要望・意向を謙虚に受け止め尊重し、忠実に施策の実効実現に努力する」「そのために、必要な情報開示に努めるとともに、遂行段階での市民の意向の把握と改善の努力をする」「常に検証・評価を行いより合理的な事業推進の努力をする」について、参加と協働による取り組みの必要性に着目した今回の改定において、ご提案の内容は盛り込まれていると考えます。
基本計画の期間設定について、環境問題は期限にとらわれない問題であり、20年間に設定する必要はなく、市民・団体・行政ともに随時、見直しを図り、メンバー世代の枠組を越えて検討するべきと考える。	環境基本計画は長期的な計画として、計画の達成時期などを明確とするため計画期間を設定していますが、重点施策の内容などはPDCAサイクルに基づき市民の皆さんの参加・協働により短期的な見直しを行いながら、推進していくこととしています。
2) 計画の構成と骨格 (P2~4)	
改定計画には、新しい計画内容だけでなく、計画の骨格は見出しだけでなく、簡単なコメントが必要である。	【変更】 「計画の骨格」に関する記述を追加しました。なお、計画全体にかかる改定であり、新たな内容のみとすることは難しいと考えます。
第1章 環境基本計画の策定にあたって (P5~11)	
中間答申を良く反映している。	中間答申の反映に努めました。
地球環境問題の現状認識などこれまでの現状と取り組みについて経緯を記述しているが、もう少しビジュアルにした方が読みやすい。	図表等を加えてできるだけ読みやすいものとするようにしました。
第1.3節 札幌の環境保全・創造に向けた基本的視点 (P8~11)	
4) 環境面からの持続可能な都市構造への転換 (P10~11)	
コンパクトシティについて、イメージができる記載になり具体的な「まちづくり」の具体的な議論の指針ができ、さらに展開ができる。	環境面からのコンパクトシティづくりなど計画のより一層の推進に努めます。
環境、住宅、交通、降雪、インフラなど現在、札幌市が抱えている課題の大半が郊外への無秩序な都市の拡大に関係しており、今後は「選択と集中」の政策が不可欠であり、新しいまちづくりに必要なスペースと空間を確保する必要がある。	環境面からの持続可能なコンパクトシティの考え方に盛り込まれていると考えます。なお、市民の皆さんの参加と協働の仕組みづくり、都市計画、住宅、交通などの関係部局とより一層の連携を図り、コンパクトシティづくりを効果的に推進していきたいと考えています。
コンパクトシティのあり方などは大切なところなので、もう少しわかりやすく詳細に記述した方がよい。	【変更】 札幌市都市計画マスタープラン等を踏まえ、札幌における環境面からの持続可能なコンパクトシティのあり方について記述し、そのイメージを提示しています。なお、図を修正しました。
たて割り行政の弊害について「環境計画部の目標」として、市内に年〇〇回、各部署に講義し、浸透させるなどの具体目標を掲げるとよい。	縦割りの課題を踏まえ、改定計画では、序章1)「(2) 計画の位置づけ」で、すべての行政分野において環境基本計画の主旨を尊重し、整合を図ることを明記しました。なお、環境保全施策を総合的に推進するため市内の横断的な組織である環境保全会議を設置しており、各部局の役割分担や連携などについて調整を行っています。
第2章 環境基本計画のめざすもの (P12~18)	
中間答申を良く反映している。	中間答申の反映に努めました。
第2.1節 環境基本計画の基本理念 (P12~13)	
条例の基本通念、基本方針の紹介がわかりにくく、条例前文の紹介も少し長い。	【変更】 環境基本条例の関連規定そのものを記述しています。なお、図を修正しました。
第2.2節 札幌がめざす環境都市像 (P14~16)	
都市づくりの基本方向と環境都市像の関係がわかりにくい。	【変更】 2)の(2)で都市づくりの基本的方向と環境都市像の関係について記述等を追加しました。

意見の概要	市の考え方
2) 札幌がめざす環境都市像 (P14~16)	
環境文化都市の実現として「循環型都市」「共生型都市」「協働型都市」が上げられているが (1) 環境を大切に自然と共生するまち「環境」 (2) 人のつながりを大切にコミュニティの確立「生活」 (3) 雇用があり満足すべき福祉と生きがいがあり安心して暮らせるまち「産業」 とも言えるので、これからの公共事業はこれらを踏まえ、次世代のためになる事業か・環境に必要な以上に負荷をかけないか・事業による新規雇用が何人生まれるかを明確に意識した予算執行が必要である。	ご意見のうち(1)は「共生型都市」、(2)は「参加・協働型都市」の考え方に盛り込まれていると考えます。また、(3)は環境に限らずすべての行政分野に求められるものと考えます。また、限られた財源を有効に活用し成果を重視する事業展開や環境配慮のより一層の徹底などに努めます。
各環境都市像の説明は長く、読みづらい。	各環境都市像のイメージをできるだけわかりやすくするために改定計画において追加したものです。
(1) 環境文化都市の実現 (P14~15)	
環境問題を小・中学校の副読本に取り上げて、勉強の一環として身に付けてもらう。	「総合的な学習の時間」実施に向けた小中学生用総合的な環境副教材の作成などをすでに実施しています。なお、具体的なご提案内容についてはご意見として副教材の作成等の参考とさせていただきます。
(3) 共生型都市の実現 (P15)	
「共生型都市の実現」は廃棄物処理行政の根本から見直し、抜本的な改革によってのみ実現可能である。特に「脱埋め立て」への転機を明確に示さなければ現行の「環境基本計画」を改定しても、「環境文化都市さっぽろ」の実現どころか、「世界に誇れる環境の街さっぽろ」とするための目標達成は到底できない。	ご意見の考え方は、「循環型都市」の実現に向けた重点施策「3.2.3廃棄物の少ない都市の実現」において、札幌は、究極的には処分されるごみを出さない都市（ゼロエミッション都市）を目標として、積極的な取り組みを推進することを明記しており反映されているものと考えます。
(4) 参加・協働型都市の実現 (P16)	
市民に対して単に参加を促すだけでは、本来の参加・協働は実現しない。市民が環境保全・創造に関する政策づくりの課程から参画し、参加・協働型都市実現の主体者として政策を評価する仕組みを具体的に盛り込み、市民が判断に必要な情報を提供すべきである。	改定計画では、「(仮称)環境基本計画推進会議」の設置や市民の皆さんの参加による点検・評価など参加のプロセスを重視した仕組みづくりを具体的に盛り込みました。
<参加・協働型都市が実現された札幌>の6行目の「行政は…」の後に、“環境施策に係わる情報を各地区のまちづくりセンターやショッピングセンター・スーパーマーケットなど市民が日常的に集まる場所を積極的に活用し、市民に積極的に開示し、かつ市民及び市民集団と懇談し、情報を共有した上で”の文章があると、情報の共有化(仕方)が明確になる。5行目に「IT技術等を活用し」とあるが、情報を共有化させるのは、情報を操っている市の責任であり、義務である。	【変更】 この記述は、計画期間が終了する2017年頃を想定しており情報提供の手段はかなりの変化が予想されるところです。また、情報提供は行政に限らず市民や企業の皆さんからの提供など各主体間の対話や機会の確保などによるコミュニケーションの推進が重要であると考えます。これらのことから、環境審議会の最終答申による修正等も踏まえ、「市民・企業・行政は、IT技術や多くの人が集まる場所の積極的な活用などにより、情報の公開や共有が行われ…」と修正しました。
第2.3節 創造と協働<環境都市像の実現に向けた基本的考え方> (P17~18)	
2) 4つの協働<都市づくり施策の推進に向けた基本的考え方> (P18)	
札幌市という地域内で検討・実践できる内容と、周辺地域との連携をとり共同で実践すべき内容、両方を並行して進めて行かねばならないと考える。	第2.3節2)「(3)広域的な協働」などで市域を超えた取り組みについて盛り込んでいます。
国際的な協働に、“進めるべく国・道に強く働きかけます”を挿入してはと思う。広域には、道・国が広域に入っているように読み取れず、国・道をとびこえた国際協力は限られた活動になる。	国際的な協働においては、自治体レベルで可能なものが基本となり、国・道等への働きかけもその一つと考えられます。しかし、これまでも要望などのかたちで行っていることから、基本的な考え方として明記する必要はないと考えます。
第3章 環境保全・創造のための重点施策 (P19~69)	
中間答申を良く反映している。	中間答申の反映に努めました。
環境基本条例の規定から環境基本計画には環境の保全に関する「長期的な目標」「施策の方向」「配慮の指針」など大枠を定めるものと理解しており、定量目標、環境指標等の細部については下位計画(個別計画)に任せたほうが良い。	基本計画のレベルにおいても計画の進捗状況等を点検・評価することが求められており定量目標や環境指標の設定は必要であると考えます。
今後の目標を定量的に示していることと、それが達成できた時のイメージを示していることが判りやすくして良い。	定量目標の達成状況や分かりやすいイメージにより、市民の皆さんと計画の共有を図り、より一層の推進に努めます。
全体にもう少し凹凸感が欲しく、現状認識、現状の課題、背景という点については、第3章からの現状と課題、第4章3節の地域別行動指針の部分に比較的希望するような記述が見られるが、それでもやはり掘り下げ不足を感じる。	環境基本計画のようなマスタープランにおいては、総花的な内容なことが避けられないこともあり、ご指摘のような印象を与えることもあると考えています。別途、市民向け計画書などの作成を予定しており、その際に配慮することとします。

意見の概要	市の考え方
基本目標、市民そして企業と分かれている部分は子どもにもわかりやすい内容で良い。	改定計画のできる限り幅広い年齢層への周知に努めています。
共生型都市の実現に関する重点施策が4つしかなくて、他の2つに比べて少なくバランスが悪い。	重点施策は本市の取り組むべき方向性を示しており、各都市像との関係において施策数が違うことが問題とはならないと考えます。
P19の一覧図がこの章の導入部になっていて、わかりやすいが、3. 1. 3. 2、3. 3の大項目の説明があった方が論理的な計画書になる。また(3) 施策のところ、他の重点施策との関係の図についても説明があった方がわかりやすい。(3件)	【変更】 15の重点施策は現行計画を踏襲しており、環境基本計画の対象とする分野において本市において取り組むべき方向性をとりまとめて柱立てしています。なお、P19の図を修正するとともに、体系図を追加しました。
野生動物の保護、生態系の保全、ビオトープ、屋上緑化、ダム環境整備、観光産業の振興、自然再生(自然再生推進法による)などのキーワードを入れるべきである。	各重点施策において記述していると考えます。
市民の目標、企業の目標他に「公務員の目標」も併記し、具体的に担当部署を書き、目標数を書くことよい。	基本目標は、市民や企業の皆さんと行政(公務員)が一体となって達成に努力する共通の目標でもあります。このうち「市民の目標」「企業の目標」は、それぞれに期待される役割を分かりやすくするために提示しており、行政(公務員)の目標は基本目標、定量目標として提示していると考えます。
第3. 1節 地球環境保全のための施策(P20~29)	
3. 1. 1 地球温暖化の防止(P21~25)	
酸性雨の発生、オゾン層の破壊とか地球サミットの話合いが書かれているが、人間が化学にて汚染している。地球上より打上げている物質が化学兵器や交通事故と同じよう空中で太陽熱を奪っている。酸性雨や雪も空中のそ害している物が降ってくる。	地球環境問題に関するご意見として参考にさせていただきます。
2001年の段階でわが国のマイカー(自家用車)部門の排出するCO ₂ 量は1990年比で1.52倍に達し、京都議定書の目標を達成するにはマイカーの利用を抑制し、これから発生するCO ₂ 削減が急務である。	戦略的施策プログラムとして「自動車に頼らない街にする!」を掲げ、自動車からの環境負荷低減に重点的に取り組んでいくこととしています。
定量目標では、市民1人当たり4.95tCO ₂ /人では、具体的に見えず、目標値との差-0.92tCO ₂ /人をなにかの例で表すことによって、もっと努力して削減しなければと考え、実行する。	【変更】 家庭できる地球温暖化防止対策による二酸化炭素削減量を示す図を追加しました。
地球温暖化の防止の基本目標に関して、定量目標数値を具体的に明確に提示するために、市民一人当たり二酸化炭素排出量の定量目標項目の中に、京都議定書の基準年である1990年の排出量5.50tCO ₂ /人を書き込むべきである。	【変更】 表中に数値を追加しました。
地球温暖化の防止に関して環境指標が示されているが、前項で市民一人当たりの二酸化炭素排出量の削減目標を10%削減と具体的に示す一方で、各部門毎は「減少」と目指す方向のみを定めており、部門毎の排出源は何を想定したものかを示すとともに、定量目標として示すべきである。	排出部門別の削減負担のあり方は市民の皆さんとの議論が必要なものと考えます。したがって、施策「(ア)総合的な温暖化対策の推進」で議論を喚起し、定量的な目標設定など部門ごとの取り組みの方向性を明らかにしていくこととしています。
21世紀は地球温暖化、人口の増大によるエネルギー・食料問題と私達の子ども・孫たちが人類史上始めて体験するといわれている環境問題に、私達が今あらゆる叡智をかたまむけ実施できる施策を立てることが必要である。	長期的な視点から実施が必要な施策を提示しており、考え方は反映されていると考えます。
地域別の行動指針に鑑み、数十年後への海面上昇対策を小樽市、石狩市、札幌市の都市間連携で取り組む必要がある。	温暖化によるご指摘のような影響を回避していくための施策を提示しているのご理解願います。また、温暖化による本市への影響とその対応に関するご意見として参考とさせていただきます。
3. 1. 2 森林機能の保全と育成(P25~26)	
熱帯雨林は多くの収益をもたらす残すことが必要である。今はすべてがなくなっており、海辺の磯焼けが、山の上も影響があることまで知られるようになったが、なお無関心や欲望のために、人のことなどどうでもいい人も多い。(2件)	環境問題相互の関連、大量生産・大量消費・大量廃棄物の経済社会システム、現在のライフスタイルなどに関する考え方としては「第1.1節 地球環境問題の現状認識」「(1) 現状と課題」などに反映されていると考えます。また、熱帯林や地域の森林資源の保全・育成の必要性に関するご意見として参考にさせていただきます。
25頁中「京都議定書」で認めれた〜の記述に「ら」の脱字がある。	【変更】 ご指摘のとおり修正しました。
環境指標に、基本目標との整合性から熱帯材の抑制や使用削減量などを盛り込むべきである。	熱帯材の使用抑制や使用量削減に関する環境指標は必要と考えますが、市全体での数値の把握が困難であることから、環境指標を設定していません。
多様な森林機能の保全に、「育成・強化」を入れるべきである。施策として「街中での平地林、複列に並ぶ並木や河畔林、そして空地・小公園さらに市民の庭の人里樹林等の植林活動を推進します」を新設するべきである。(2件)	【変更】 審議会からの最終答申と、ご意見により「育成」について以下を追加しました。 「森林の持つ多様な機能の保全・回復のため、地域の森林の育成や適切な維持管理を推進します。」

意見の概要	市の考え方
3.1.3 酸性雨（雪）の防止（P26～27）	
次頁の26頁下から4行目、下へ2行にわたって、「が」が三つも使われている。	【変更】 「酸性雨の調査を行っています。この調査では、1998年以降、…」と修正しました。
酸性雨、酸性雪などの平均のpHではなく、今までのデータを参考に測定日数と数値で表すべきである。	酸性雨調査は、1週間ごとに検体を回収し、pHほか各種イオン成分等を分析しています。測定日数は年によって違いがあることなどから、環境指標としては平均値が適切であると考えます。
第3.2節 環境保全・創造のための都市づくり施策（P30～59）	
3.2.1 エネルギーを有効に利用する都市の実現（P30～34）	
「余裕ある町作りに」「雪運びの必要ないまちづくり」道路を拡幅し、降った雪をその周辺で自然に解かせるようなスペースを設け、無駄なエネルギー、五月蠅い騒音、下水の温度低下を防げるようにして、自然に生きることにも目を向けるべきである。	「3.2.6うるおいと安らぎのある都市の実現」で冬は堆雪空間としても活用できるような都市空間形成の推進を基本目標に掲げ施策を展開していくこととしています。
除雪の問題は、障害者や高齢者ばかりでなく、事故や病気で除雪の難しい人のための施策である。	除雪に関しては市民生活と様々な関わりがありますが、環境基本計画では除雪で使用されるエネルギーの抑制や雪を資源とする冷熱の利用などを示しています。
市民1人当たりのエネルギー使用量は、アイドリングストップと併せて削減の方策を提示するとともに、全体的に京都議定書の批准を前提とした書き方にすべきである。	【変更】 京都議定書に関する記述を修正しました。なお、エネルギー使用量と二酸化炭素削減量は整合を図っています。
業務用空調機、エアコン、ファンコイルの熱交換機の洗浄を義務化することにより、市内全体で膨大なエネルギーの節約になる。また、産業廃棄物の削減など、長期的に考えるとメリットは大きいと思われる。	省エネルギーに関する具体的な事例として参考とさせていただきます。
小さいことからの積みかさねを大事に考えるべきである。（2件）	第4.2節「4.2.1 市民の行動指針」で照明や家電製品の使用時間や待機電力を減らし、こまめに節電することを具体的な行動例として記述しています。
新しく建設されるマンションなど太陽パネルのソーラーエネルギーを導入すると固定資産税が安くなるなどのインセンティブが必要である。	第5.1節「(4) 総合的な環境行政システム」の「(ウ) 効果的なインセンティブの創設」でエネルギー利用などに関する市民・企業・活動団体の皆さんの取り組みを促進するため、より一層効果的なインセンティブ（動機づけや誘因となるもの）について検討し、実施していくこととしています。
省エネルギーに関して、デパートなど商業施設への適正温度の指導が必要である。	第4.2節「4.2.2 企業の行動指針」で適切な冷暖房温度の設定を具体的な行動例として記述しています。
3.2.2 環境低負荷型の交通網をもつ都市の実現（P34～38）	
自家用車の都心部乗り入れ自粛と地下駐車場の増設拡大、北一条の地下駐車場の整備と街路樹の撤去、創成川アンダーパス計画における樹木の撤去と緑化推進への逆行、南区「藤野通」を石山方面へ延伸と緑と小鳥の来る場所を残すことなど同じ市において保全と緑を壊すなどの問題が起きた時、公正に判断し、裁定してくれる環境オンブズマンのような機関が必要である。（4件）	すべての行政分野において環境保全・創造への配慮の徹底に努める必要があることに関する意見として、参考にさせていただきます。
環境保全や街の活性化のため路面電車を存続させるべきである。（2件）	路面電車については存続が決定し、今後の路線などについて検討を進めることとしています。
地下鉄を延伸しないのであれば、福住駅からドームまでの地下道を作るか、途中一度もとまらなくてもすむ歩道橋を作るべきである。	公共交通機関の利便性の向上に関する意見として参考にさせていただきます。
この改定案では、「自転車利用の促進」という内容を読み取ることができない。環境対策や地球温暖化対策のために「自転車」を交通手段の重要な手段と位置づけ、自動車利用から自転車利用への転換を図ることができる部分の調査を進め、それを実現するためにどのような具体的政策が必要かを検討し始めることが必要である。 また、施策において、一つの交通手段として項を設けて述べることを希望する。（2件）	【変更】 「目標を実現するための行動基準」で、自動車よりも徒歩、自転車、公共交通を優先することを明確にし、施策「(ア) 自動車利用の適正化」で自動車に依存した生活から、自転車などの交通手段を使い分ける生活の普及啓発などの取り組みを進めることとしていますが、新たに、施策「(オ) 人と自転車の共存に向けた取り組みの促進」を設け、自転車走行空間の確保、周辺の自転車専用道のネットワーク形成、自転車駐車場施設立地の促進などを追加しました。
アイドリングストップなどの問題を地域のもので生かす工夫が必要であり、より高度な地方自治であるなら、必要な罰則を札幌市独自に作るべきである。	アイドリングの停止については、施策「(ク) 自動車からの環境負荷を小さくする行動の促進」で環境への負荷を低減する利用マナーの啓発活動などを推進することとしています。また、第4.2節「4.2.1 市民の行動指針」の具体的な行動例を示しています。なお、「札幌市生活環境の確保に関する条例」第22条自動車の駐車時の原動機の停止により自動車を運転する者、事業の用に供する者に対する義務づけが規定されています。

意見の概要	市の考え方
環境基本計画の推進のため、市民は、「自動車に頼らない生活の確立」という意識改革が必要である。	自動車への依存をできる限り小さくしていく市民・企業・行政の行動が定着した都市の実現をめざし、自動車の使用を可能な限り減らすよう心掛けた生活へと転換を図ることとしています。
この環境基本計画の推進のために、都心の駐車場の規制、カーシェアリングの推進、公共交通機関の利便性向上、パークアンドライドを推進するなどの施策が必要である。	「都心の駐車場の規制」以外については、施策に反映しています。
自動車による移動距離の割合を分析し、自転車利用へ転換できる割合を明示すべきと考える。自動車と公共交通だけでなく、自転車の現状も踏まえた現状分析により、自転車が普及しない理由を明示し、近年の放置自転車を取り巻く問題にも言及すべきである。	自転車を環境負荷の少ない交通手段として明記していることから、自転車の現状を捉えるためのご意見として参考とさせていただきます。
基本目標では、市民のみに公共交通機関と自転車の利用を課しているように読み取れる。企業活動においても通勤や業務での移動において公共交通機関や自転車を利用することは可能なため、その点を明示すべきである。	「(2)基本目標」は、市民・企業・行政が一体となって達成に向け努力すべき共通の目標として設定しており、市民に期待される役割として公共交通機関と自転車の利用を提示しています。また、企業においては、環境負荷の大きい自動車の使用の抑制がまず必要であるとの考えから、自動車に関わるものを提示したものです。
定量目標の2010年の低公害車の導入台数7,600台、および、2017年までの12,000台の根拠と環境改善について明記した方がよい。	これまでの低公害車の普及状況等から温暖化対策推進計画で設定された数値です。
二酸化炭素排出に関する目標が、自動車に関連しても必要である。	【変更】 定量目標を追加しました。
自動車等による二酸化炭素の排出量目標を設定し、削減にむけて対策を講じるべきである。また、二酸化窒素についても現在100%達成していることをさらに目標とするのではなく、自動車の台数削減を目標とするなど排出ガス削減にむけて具体的に設定するべきである。	【変更】 二酸化炭素については、定量目標を追加しました。 二酸化窒素については、より厳しい数値の達成を目指すこととしています。
都心部の自転車道の整備、自転車優先曜日の実施、土・日曜日車道開放などによる自転車利用促進を図るとともに、冬期間でも自転車乗り入れ可能な都市の模索として、地下鉄の自転車の乗り入れ、都心部の地下・半地下道の整備、ビル排熱利用など、これらのアイデアをアイデアコンペ実施や実験事業の開始などが必要である。	具体的な提案として、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
都心部に必要以上の乗用車が乗り入れしないための法の整備が必要である。	施策「(エ) 都心部における交通対策の推進」で都心部における自動車の適正利用を推進するため、都心通過交通対策、荷さばき対策、路上駐車対策、冬期交通対策を進めるとともに、規制措置について検討することとしています。
コスト・環境に負荷の少ないモノレールにより地下鉄を延長拡大することで、観光にも大きく貢献する可能性がある。また、公共交通機関の無公害車への転換として、トロリーバスを投入する。(2件)	路面電車の存続も決まり、路線などの検討を進めるなど、既存の公共交通機関の有効利用を促進します。
地域や事業所などでのカーシェアリング制の導入や利用の促進を強調した表現を加えることが必要である。	第4.2節「4.2.1 市民の行動指針」「4.2.2 企業の行動指針」で具体的な行動例として記述しています。
言及されている施策は環境部局内だけが努力しても実現するものではなく、関係各所が協力して、市民や企業とともに施策を進めていく必要があり、施策を「どの部局が」「いつまでに」「どのように」して取り進めていくのかを明示するべきである。	「(仮称)環境基本計画推進会議」を設置し、関係職員等の参加を得ながら、行政、市民、企業が協働して施策等を推進していくこととしています。 また、戦略的施策プログラムでは各主体の取り組みを具体的に示しています。
市段階でできる法律の整理を進めるとともに、歩行者・自動車と明確に分かれた自転車専用レーンの整備を「自転車利用の促進」のために行っていくことを強く希望する。	【変更】 施策「(オ) 人と自転車の共存に向けた取り組みの促進」で、道路状況に応じた歩行者と共存する自転車走行空間の確保を図ることとしました。
南区藤野地区では、「藤野通」の延伸(西伸)工事が行われているが、まず新道路建設有」ではなく「環境基本計画案」に沿った道路交通計画であって欲しい。また、公共交通機関を利用すればするほどトクをするシステムや環境社会に役立つ利点の宣伝が必要である。さらにパーク&ライドの駐車場へのウィズユー共通カードの使用、地下鉄駅まで急行便やバスレーン等公共交通優先をぜひ進めるべきである。	【変更】 すべての行政分野において環境保全・創造への配慮の徹底に努める必要があることに関する意見として、参考にさせていただきます。 また、公共交通機関の利用に関しては、戦略的施策プログラム1「自動車に頼らない街にする！」で、バス利用の促進、魅力ある地下鉄等料金サービスの提供についての取り組みを追加しました。
公共交通機関は、ベビーカーに不便であったり気軽に利用できない。市内利用の自転車の無料でレンタルや自転車乗り入れができる交通機関もあるとよい。	公共交通機関の利便性向上に関するご意見として参考にさせていただきます。
交通局の赤字解消には、パークアンドライドの一部での実施や中心部へのマイカー乗り入れ規制などできるところから実施することが必要である。	施策「(ウ) 公共交通機関の利便性向上」で、パークアンドライド駐車場の活用について記述するとともに、施策「(エ) 都心部における交通対策の推進」で、都心部における規制措置について検討することとしています。

意見の概要	市の考え方
<p>ノーカーデーをより広めるとともに、自転車用の駐輪の確保やマナーの向上が必要である。</p>	<p>【変更】 施策「(ア) 自動車利用の適正化」で自動車に依存した生活から多様な交通手段を使い分ける生活の普及啓発やさわやかノーカーデーなどによる効果的な推進を図ることとしており、第4.2節「4.2.1 市民の行動指針」で具体的な行動例として記述しています。 また、施策「(オ) 人と自転車の共存に向けた取り組みの促進」で自転車駐輪場施設立地の促進、環境指標に「自転車駐輪場施設容量」、戦略的施策プログラム1「自動車に頼らない街にする！」で駐輪場の整備を追加しました。</p>
<p>環境問題を小・中学校の副読本に取り上げて、勉強の一環として身に付けるため、自動車の排気ガスの減少を図るためのアイドリング・ストップのバスや乗用車などの導入、パーク・アンド・ライドの導入のため郊外の駐輪場を無料にして、公共乗り物の運賃を安くすることが必要である。(2件)</p>	<p>「総合的な学習の時間」実施に向けた小中学生用総合的な環境副教材の作成などをすでに実施しています。また、施策「(キ) 低公害車の普及促進」を進めるとともに、施策「(ク) 自動車からの環境負荷を小さくする行動の促進」で環境負荷が少なく利用目的に応じた車種の選択や低公害車の利用などを推進することとしています。さらに、現状や様々な課題を踏まえ、施策「(ウ) 公共交通機関の利便性向上」で利用しやすい料金制度、パークアンドライド駐車場の活用による乗り継ぎの円滑化などを実現していくこととしています。</p>
<p>MS（マンション）新築のときの駐輪場について不足していることから、1戸に対し1.5台分のスペース確保や自転車シェアリングへの支援・講習が必要である。</p>	<p>マンションの駐輪場確保やスペースに応じた自転車台数の管理などに関しては、居住者の皆様による自主的な取り組みによる対応が可能であると考えられます。</p>
<p>低公害車の普及は、CO₂削減の切り札とはならず、電気自動車等は高価であり余剰電力も無く、買い替えを期待することも難しい。またディーゼル車の有効性もあるが、ディーゼルエンジンにも高コストの欠点があり、多くの市民の買い替えは疑問である。むしろ低公害車導入よりマイカー利用の削減・抑制を検討すべきである。</p>	<p>低公害車等の導入は、交通からの環境負荷低減のための施策の一つであり、自動車利用の適正化など、様々な施策に取り組むこととしています。</p>
<p>マイカー利用の抑制の代替物となりCO₂削減の救世主として、自転車の利用促進と公共交通の利用を推進すべきである。</p>	<p>【変更】 施策「(イ) 自動車に頼らなくても暮らしやすい生活圏の形成」、戦略的施策プログラム1「自動車に頼らない街にする！」で、自転車と地下鉄との連携の仕組みづくりについて検討することとしました。</p>
<p>自転車と公共交通を利用することは極めて有効であるが、自転車の利用においては、ドライバーのマナーが極めて悪いため道路交通法を遵守して安全に車道走行することが困難である。悪質ドライバーの矯正などソフト面の充実も自転車の安全確保のため急務であると考ええる。(2件)</p>	<p>自転車利用の現状に関するご意見として参考とさせていただきます。</p>
<p>3.2.3 廃棄物の少ない都市の実現（P39～42）</p>	
<p>環境指標のリサイクル率やびん・缶等収集量のめざす方向が「増加」とあり、リサイクルを無条件で善とする印象を与える。排出されたものについてはリサイクル率の向上が必要であるが、びん・缶等収集量は減少させる方向に導くべきである。また、前提条件や説明が必要であるが「一般廃棄物処理基本計画」に任せた方がよいと考える。</p>	<p>現時点では、びん・缶等収集量は販売量等の一部に止まっており、資源物として分別の徹底と適正な収集ルートによる回収が課題となっています。このため、再生利用（リサイクル）の現状の改善を捉える指標として設定したものです。なお、環境指標項目についてより適切なものへ適宜見直しを行っていくこととしています。 また、環境基本計画は環境保全・創造を目的とする行政計画、その他環境保全・創造の事項を定めるものの上位計画であり「一般廃棄物処理基本計画」との位置づけや役割の整理からも記述は必要であると考えます。</p>
<p>札幌ミュンヘンクリスマス市にアラエル号が来ていたが、来場していた人数が少なく事前に調査をしてから設置するべきである。</p>	<p>アラエル号のより一層の活用などを通じてイベントにおけるごみ発生抑制のルールづくりやリターナブル容器の導入など市民、企業、活動団体の皆さんと行政の協働による取り組みを今後とも推進していきます。</p>
<p>余分な買い物をやめる考え方になった時に安いことより、計画をしながら買う姿勢が、大事であるとあらためて思う。新聞のちらしの量の多さから紙材を使い毎月資源回収に出しても大丈夫なのかと思う。(2件)</p>	<p>廃棄物の発生をより一層抑制するため、市民や企業の皆さんへの様々な取り組みが促進されるよう改定計画では、施策の追加・修正などを行いました。</p>
<p>ごみの出し方の問題として特定の時間内にごみを出すことの出来ない立場の人がいることである。地域の協力者による生活に密着して行動できる、自然な地域の福祉網を、すべてが必要なつながりを持ち、人の心のある輪として作り上げることが本来の政治の役割である。また、町内会設置のごみ・ステーションの廃止、家庭廃棄物の個別収集を提案する。(2件)</p>	<p>施策「(ア) 廃棄物の発生抑制（リフューズ・リデュース）」の推進でより効果的なごみの発生抑制の仕組みづくりについて、経済的手法も含め、市民議論を深めながら検討を進めることとしています。</p>
<p>物を大事に使うという心の豊かさ子どもには教えていきたい。</p>	<p>子どもに対する環境教育・学習のより一層の推進に努めていきます。</p>
<p>ごみについて自分の地域では分別が徹底してきたように思う。</p>	<p>今後とも分別の徹底が図られるよう努めていきます。</p>

意見の概要	市の考え方
環状グリーンベルト構想について、札幌の街を広大な緑の環で包むことを否定するものではないが、問題なのはこの構想の名のもとに、ごみの埋め立て地と重層化させて緑地公園にすることである。札幌市ではごみを埋め立てる土地などはどこにも無い、という認識に立って「ごみ埋め立て非常事態宣言」を行い、ごみ処理技術の革新で抜本的改革を断行する時である。ごみの焼却も埋め立ても“地球温暖化問題や地球環境保全”等々を強調している札幌市環境基本計画の改定目的に違反したものである。	ご意見の考え方は、「循環型都市」の実現に向けた重点施策「3.2.3廃棄物の少ない都市の実現」において、札幌は、究極的には処分されるごみを出さない都市（ゼロエミッション都市）を目標として、積極的な取り組みを推進することを明記しており反映されているものと考えます。なお、環状グリーンベルト構想は、南西部の森林と北東部の農地や草地を活かしながら札幌の街を緑の帯で囲もうとする構想です。その一部にごみ埋立地跡地の緑地としての利用が含まれていますが、この構想は、ごみ埋立地を増やすためのものではないことをご理解願います。
環境基本条例等を踏まえるならば、当然、環境文化都市の実現を図るべき廃棄物行政の重点課題であるべき市民・企業・行政との協同による「脱埋め立て」への方向性を目指すべきである。（3件）	ご意見の考え方は、「循環型都市」の実現に向けた重点施策「3.2.3廃棄物の少ない都市の実現」において、札幌は、究極的には処分されるごみを出さない都市（ゼロエミッション都市）を目標として、積極的な取り組みを推進することを明記しており反映されているものと考えます。
廃棄物の少ない都市の実現に関して、究極的に処分されるごみを出さない都市（ゼロエミッション都市）を目標として、積極的な取り組みを推進しているが、ごみの埋め立て地の新規造成・用地取得をこれまでと同様に推進するなど整合性がない。目標実現のため、いつまでに何を取り組むのか明確にすべきである。	2000年に策定した「札幌市一般廃棄物処理基本計画」で、2014年までのリサイクル率、埋立処分量減量の目標を設定しています。
廃棄物の少ない都市の実現に関して地球温暖化防止の廃棄物部門対策として示された二酸化炭素排出量の削減には、焼却ごみの減量等が重要である。2014年度までに、札幌市が処理する廃棄物量を1998年度実績より15%以上減量するために、その内訳を種類毎に目標設定すべきである。	廃棄物量の定量目標について家庭ごみ、事業系の内訳は、現行の「一般廃棄物処理基本計画」において設定されています。
ごみの35%を占める生ごみを、収集しない事を前提に、方向性を明確にし、モデル事業を実施し住民にわかる方法をとる。また、生ごみ処理機の設置義務を条例化による設置助成制度や出来た堆肥をメーカー及びNPOにより二次処理し農家に利用してもらう。これらにより、循環型社会による雇用創出、住民の活動による子ども達の環境教育が地域の中で発生し、環境文化都市として次世代への継続性が出てくる。始めから無理といった考えでなく本当の環境都市として世界に誇れる環境文化都市として政策をたてるべきである。	施策「(オ)有機物の循環的な利用の推進」で、生ごみの排出抑制のより一層の促進を図るために情報提供や支援の充実を図ること、焼却によらない生ごみの再生利用の可能性について検討すること、生ごみなどの広域的な循環の仕組みづくりについて検討することとしています。
イベント施設のごみ発生抑制を加えることを提案する。	施策「(ア)廃棄物の発生抑制（リフューズ・リユース）の推進」でイベントにおけるごみ発生抑制のルールづくりやリターナブル容器の導入などの取り組みを推進することとしています。
生ごみ堆肥化について、例えばコンポストを買うのに補助金出す、各区で毎月何名かに抽選で無料で配るなどいろいろな手を使って早く世の中の常識とするべきである。	施策「(オ)有機物の循環的な利用の推進」で家庭からの生ごみの排出抑制のより一層の推進のため、家庭において生ごみを堆肥化する多様な処理方法などの情報提供を推進するとともに、支援の充実を図ることとしています。
リサイクル器械を各高速道路のサービスエリアや病院、スーパー、市役所、道庁など公共の施設などに設置し、意識を高めてもらう。	再生利用に関する具体的な取り組みの参考とさせていただきます。
大型ごみなどで出されたものでまだ使えそうなものは、市のホームページなどで紹介し、安く売り、市の収入とし、何らかのかたちで還元する。	すでにリサイクルプラザにおいて大型ごみとして出された家具などの有効利用を実施しており、今後ともその推進を図っていきます。また、施策「(イ)再使用（リユース）の推進」「(ウ)再生利用（リサイクル）の推進」において家庭における不用品や使用済製品の有効利用を促進するため、フリーマーケットの場づくり、情報網の形成を推進することとしています。
廃棄物の少ない都市の実現における施策の廃棄物の発生抑制の推進で、リフューズを加え4Rとすることにより、注釈が必要であるなど一般市民へわかりやすくしている。	【変更】 本市では、4Rの考え方に基づきごみ減量を推進しています。リフューズ・リデュースは廃棄物の発生抑制に整理されるため、この記述としていますが、注釈の内容を分かりやすく修正しました。
生ごみの減量対策として、生ごみを粉碎、乾燥するための台所に設置できるコンパクトな電気器具の開発を推奨し、これにより家庭内からごみの減量が意識や家庭台所の清潔度の向上とともに、市販品をテストし、推奨品への助成による効果の向上を図る。	施策「(オ)有機物の循環的な利用の推進」で家庭からの生ごみの排出抑制のより一層の推進のため、多様な処理方法などの情報提供の推進するとともに、支援の充実を図ることとしています。
3.2.4 良好な水環境を保全する都市の推進（P42～46）	
水の為には、せっけん洗剤（石けん素地）を使う。	第4.2節「4.2.1 市民の行動指針」で具体的な行動例として環境への負荷の少ない洗剤（石けんなど）を選び、適量使用に努めることを記述しています。

意見の概要	市の考え方
環境問題を小・中学校の副読本にも取り上げて、勉強の一環として身に付けていくため、地下水汲み上げによる地盤沈下防止のための浸透式の舗装を進める。地下水（温泉）汲み上げの有料化も検討するべきである。	「総合的な学習の時間」実施に向けた小中学生用総合的な環境副教材を作成・配布しています。また、地下水くみ上げに関するご提案の考え方は、地下水揚水量に関する定量目標の設定、施策「(ア) 健全な水循環の保全と回復」「(イ) 地盤沈下対策の推進」に盛り込まれていると考えます。
3.2.5 豊かな自然環境に包まれた都市の実現 (P46～49)	
札幌市が環境保全の重要性を提唱しているにも拘らず、今なお自然環境保全に配慮されていない建設等が行われていることに矛盾を感じる。	自然環境保全の現状に関するご意見として受け止めさせていただきます。
北海道の環境教育として、北海道と本州以南の自然の違いを、学校やその他ではっきりと認識させる必要があり、これは、なにより自然を見る目が養われ、自然を愛する心を持つことにもなり、移入・外来種問題に対する意識も向上する。これは、子どもだけに限らず、転勤族の大人にも必要である。	施策「(ウ) 地域における生物の多様性の維持」で野生生物の保護に関する理解や認識を深めるため、地域の生物に関する情報提供、環境教育・学習、体験学習、野外活動のプログラムなどを推進することとしています。
移入・外来種問題について、その土地固有の自然は人間の財産である、という認識をみんなが持てるように社会への啓発も含め、積極的に取り組むべきである。	施策「(ウ) 地域における生物の多様性の維持」で外来種による影響の防止のための対策、野生生物の保護に関する理解や認識を深めるため、地域の生物に関する情報提供、環境教育・学習プログラムなどを推進することとしています。
民有地の樹林管理について、ニセアカシアが入り込むなど固有の自然を回復するため、そのような土地に手を入れて元の姿に近づけることが必要である。具体的には、人的資金的両面で補助をするなど民有地であっても、札幌市として確固たる方策を持って臨むべきである。	施策「(ア) 自然性の高い森林の保全」で「札幌市緑の保全と創出に関する条例」に基づく緑保全創出地域制度の運用を通じた自然性の高い森林や減少のおそれのある民有林などの保全、また、市民・企業・行政の協働による森林保全活動や民有林の維持管理及び育成を推進することとしています。さらに、施策「(ウ) 地域における生物の多様性の維持」で外来種による在来の野生生物や生態系への影響の防止などの保護対策を推進することとしています。
生態系や生物多様性の保全、自然の回復等には現状の把握が欠かせない。そのため、まず、生物リストなどを博物館等を利用して作成するなど具体的な方向を示すべきである。この時、協働の観点から、札幌市民は自然環境保全への意識の高い人も多く、自ら調査を行っている人達の協力を得るためのネットワークづくりも計画の中で位置づけるべきである。また、緑の「つながり」や「連続性」の重要性を述べているが、既に複数のNPO等による取り組みがあり、協力して進めるという視点が必要である。(2件)	施策「(ア) 自然性の高い森林の保全」で自然環境の現況把握のため、市民、活動団体、専門家などの参加による調査や情報収集を行うとともに、収集した情報の地図化やデータベース化などにより市民等との自然環境に関する情報の共有化を促進することとしています。また、重点施策「3.3.2 市民・企業・活動団体等の環境保全・創造活動の推進」の施策「(ウ) 活動団体等の環境保全・創造活動の促進」で市民・企業・行政との協働、活動団体間の交流・連携の促進、活動団体等のネットワークの形成等の推進を図ることとしています。
3.2.6 うるおいと安らぎのある都市の実現 (P49～53)	
近年、人口増や人口移動で学校の新築や改築が見受けられるが、新校舎の校庭にビオトープを造成されていない。	本市ではこれまでに学校ビオトープを13校に造成してきました。また、施策「(ア) 緑の保全と創出」で公園や学校などにおけるビオトープづくりとそのネットワーク化を推進することとしています。
ある地区での街路樹の撤去は環境保全でなく環境破壊といえるが、一方、この植樹は計画当初から立地条件上不適当であったと推定される。	改定計画では、公園緑地などの整備では、市街地に豊かな緑を創出するため、地域の自然植生に根ざした植栽などを推進することとしています。
山の裾野に、草地または明るい林、それらがある公園などの緩衝地帯が必要である。また、市街地の中にも北大植物園などまとまった緑が必要である。緩衝地帯や市街地の緑を増やすためのキーワードは「都心回帰」であり、郊外で住宅の減少による空き地をまとめて、草地や畑地、明るい樹林のある公園を増やすとともに、市街地でも、まとまった土地が出た場合は、市の買取りにより緑地とすることを進めてもよい時代になってきていると考える。	第1.3節「4 環境面からの持続可能な都市構造の転換」における「コンパクトシティ」の考え方や、施策「(ア) 緑の保全と創出」に示す各施策に盛り込まれていると考えます。
札幌の街中を見ると、暗い色の建物が増えたことは大変な問題の起きる可能性があり、この暗い色が良いと部分的に、あるいは自分の家の色だけ見て満足している人が多ければ、町並みや景観のバランスを崩すから、その家並みの周辺は、すべて暗い色でなければならないと決められかねないことである。	施策「(エ) 美しくうるおいのある都市景観の創出」では、札幌市都市景観条例に基づく各種の景観誘導により良好な都市景観の形成を図るとともに、住民自らが地域の景観のルールづくりを行う取り組みや各種の支援により市民・企業・行政の協働による街並みの保全・形成を推進することとしています。
住宅地、新興住宅地域にも街路樹で緑があふれているが、新緑の季節には葉が街灯を遮ってしまい犯罪等の危険性がある。秋には落葉の回収もままならず雪になり作業の大変さを考えるとほどほどに植樹して管理を充分するべきであるとする。	街路樹について、樹種の選定など維持管理を考慮した植栽に努めます。

意見の概要	市の考え方
ペットを公園やけの場にもあたりまえのように連れていくが、ペットアレルギーもいることを知るべきである。	第4.2節「4.2.1 市民の行動指針」で具体的に行動例として、公共の場におけるペット動物の扱いについてマナーを守ることが記述しています。
都市生活に自然を積極的に取り入れるため、泳ぎや魚採りができる河川、ドングリやリングも採れる森などを都市につくる。都市に自然をつくり貴重な自然を隔離する。数十年というオーダーで考えれば、この環境で育った子どもは自然を正しく理解し、将来により環境をつくる。自然を隔離するだけでは、結局都市の拡大に追いつかず、自然は破壊する。積極的に、都市を自然にささすべきである。	札幌がめざす環境都市像の「共生型都市」の実現に反映されていると考えます。
緑のボリュームアップ作戦の一貫として、在来樹種の苗木を提供を、実際に山に入って、先ずは木について簡単に学び、自分の手で抜いて持ち帰り、自分の庭に植えるということを活動団体と市が一緒になって実施することを提案する。	施策「(ア) 緑の保全と創出」において、地域や家庭における緑化活動など市民等による取り組みの普及促進などにより市街地の緑の創出やボリュームアップ、ネットワークづくりを推進することとしています。
町に緑を増やすために、新しく建てられる大型施設、学校、病院、スーパー、マンション、書店などの建築面積の何%は緑にしなければ新設できないなど条例を作るべきである。	施策「(ア) 緑の保全と創出」において、市内で一定規模以上の敷地面積又は開発面積等となる建築物の建築等の土地利用行為を行うものに対し規制対象地域、規制行為、緑化等の許可条件等を定める「札幌市緑の保全と創出に関する条例」の運用により、開発による緑の減少を防ぐとともに緑の十分な確保などを推進することとしています。
環境問題を小・中学校の副読本に取り上げて、勉強の一環として身に付けてもらため、ビルの屋上の緑化などへの財政支援や花一杯運動の展開を図り、観光客の目を楽しませる。	「総合的な学習の時間」実施に向けた小中学生用総合的な環境副教材を作成・配布しています。また、施策「(ア) 緑の保全と創出」で屋上緑化、地域や家庭における緑化活動などにより市街地の緑の創出やボリュームアップを推進することとしています。
環境問題を小・中学校の副読本に取り上げて、勉強の一環として身に付けてもらうため、具体的には緑の羽運動をもっと強化するべきである。	「総合的な学習の時間」実施に向けた小中学生用総合的な環境副教材を作成・配布しています。また、改定計画においては、緑化推進に限らず様々な環境保全・創造活動への協力、参加などの促進を盛り込んでいます。
3.2.7 健康で安心して生活できる都市の推進 (P54～59)	
放射能について、正しい現状を伝えるべきである。	本市の環境基本計画の対象する環境保全の分野には含まれていないため、ご意見として参考とさせていただきます。
化学物質による環境汚染に関して、シックハウス症候群の人が増えていることから、建築物等における化学物質の発生抑制、情報の共有、リスクコミュニケーションなどの対策を進めることを加筆するべきである。	施策「(オ) 化学物質による環境汚染対策の推進」でリスクコミュニケーションを推進することとしています。
科学に強い町作り。しっかりした化学的知識で、安心して生活できる町にするべきである。	施策「(オ) 化学物質による環境汚染対策の推進」に盛り込まれていると考えます。
第3章 3節 環境保全・創造活動の推進施策 (P59～69)	
3.3.1 環境教育・学習活動の推進 (P60～63)	
環境教育・学習活動等に関して、機材・情報提供・アドバイザーの派遣・支援等をうたっているが、このような側面的な活動のみでは不十分で、行政側からの働きかけを織り込んだ、積極的に主体的な役割が果たす新しい視点での活動計画を模索すべきである。行政として市内の学校教育の現状や環境教育のあり方を再認識し、道・国・各種団体及び地域や市民との連携の視点から積極的関与が必要である。	ご意見に関しては、「3.3.1 環境教育・学習活動の推進」の施策におおむね反映されていると考えます。
市民の意識向上及び参加・協働等に関して多くの地域住民等にどのように主体的に働きかけていくのかの視点での実行計画が必要である。	施策「(エ) 環境教育・学習活動推進のための基盤整備」で家庭、学校、地域、職場など多様な場における具体的な行動の実践などのより一層の促進に向け「札幌市環境教育・学習基本方針」の見直しを行い、戦略的施策プログラム3「環境教育・学習に街全体で取り組む！」で見直しに基づく事業計画を策定することとしています。
この環境基本計画の推進のために、二酸化炭素の地球に与える影響、ディーゼル微粒子による肺がんの増加、大気汚染が子ども達に与えるぜん息・アトピーなどの健康被害、ダイオキシンなど環境ホルモンの影響などを広く知らせる環境教育が必要である。	「総合的な学習の時間」実施に向けた小中学生用総合的な環境副教材を作成・配布しています。また、施策「(ウ) 環境情報の提供と共有化の推進」等に盛り込まれていると考えます。
すべてに関わるが「取り組み状況を的確に把握・評価するための手法や体制等を次期計画改定までに確立する」という前向きの表記は評価できる。他の事項でも同じ。	目標の達成に向けた取り組みの推進に努めます。
「小鳥の村」での環境教育について、すばらしい体験をさせてくれた身近な自然を大切に思い、未来の子ども達にも引き継ぐべきである。	家庭などにおける環境教育・学習活動の具体的な事例として今後の環境教育・学習活動の推進の参考とさせていただきます。

意見の概要	市の考え方
小、中、高と教育現場の先生たちと、環境について普及活動の検討会をもつ、実際に授業で環境教育を指導、実践してもらうべきである。	施策「(イ) 人材の育成と連携」の教師等を対象とした研修の実施、研究機関等を含む様々な機関のネットワーク形成等を推進することとしています。
小学校の太陽光発電設備を生かした教育や家庭・地域を巻き込んだ環境教育の取り組みが今後の課題となっている。太陽光発電設置校は地域における環境学習に最適なフィールドであり、総合学習の授業に、家庭での身近な問題、太陽光発電の意味、地球環境というグローバルな視点を折り込み、学校、家庭、地域を結び取り組みを札幌市とNPOが協働で行うことを提案する。	施策「(エ) 環境教育・学習活動推進のための基盤整備」で学校などにおける太陽光発電等の機器の導入などに進めるとともに、地域における教材としての活用を進めることとしています。また、戦略的施策プログラムにおいて「環境教育・学習に街全体で取り組む！」をテーマとしてプログラムを設定しています。
環境問題を小・中学校の副読本に取り上げて、勉強の一環として身に付けてもらうため、外国の環境問題への取り組みの紹介、市民交流においてテーマを絞ったシンポジウムの開催、留学生からの学生の意見を聞く会などの設置が必要である。(2件)	「総合的な学習の時間」実施に向けた小中学生用総合的な環境副教材を作成・配布しています。また、施策「(ア) 環境教育・学習プログラムの充実」「(ウ) 環境情報の提供と共有化の推進」に盛り込まれると考えます。
環境問題を小・中学校の副読本に取り上げて、勉強の一環として身に付けてもらうため、体験学習の中から、環境問題を勉強するのが一番であると考えます。	「総合的な学習の時間」実施に向けた小中学生用総合的な環境副教材を作成・配布しています。また、施策「(ア) 環境教育・学習プログラムの充実」で「体験を通じて、自ら考え、調べ、学び、そして行動する」という過程を重視した体験学習等の実施などを積極的に推進することとしています。
学習に関して、エコの意識が低いおじさん世代にテストする機会などを設けるべきである。	環境教育・学習活動が必要とされる対象、具体的な取り組み事例として今後の環境教育・学習活動の推進の参考とさせていただきます。
3.3.2 市民・企業・活動団体等の環境保全・創造活動の推進 (P63~65)	
京都議定書発行のために、大手企業では下受け企業等に来年7月までにISO14001またはEA21の取得を申し出ている現状を考慮して、目標数値を増やす必要がある。	これまでの取得状況や動向を勘案した目標設定となっています。なお、目標の達成状況についてPDCAサイクルに基づく点検・評価を行い、目標数値を必要に応じて見直しを行います。
環境問題を小・中学校の副読本に取り上げて、勉強の一環として身に付けてもらうため、企業での取り組み方を紹介して、側面から企業の支援をする必要がある。	「総合的な学習の時間」実施に向けた小中学生用総合的な環境副教材を作成・配布しています。また、施策「(イ) 企業の環境保全・創造活動の促進」で、企業の積極的な行動に対する評価などを行い、取り組みの促進を図ることとしています。
3.3.3 環境保全・創造に寄与する産業や技術の振興 (P66~67)	
照明器具など札幌市独自で、良いものを推薦できるように、メーカーと協力する必要がある。	定量目標として、札幌独自の環境関連製品やリサイクル技術等の認定制度を次期計画改定までに整備することを掲げています。また、施策「(エ) 環境技術を基盤とする地域産業の創出」で地域の環境技術を基盤とする製品、サービス等について札幌独自のラベルや格付けなど環境面から付加価値を創出していく仕組みづくりを進めることとしています。
3.3.4 地球環境保全に向けた国際的連携・協調関係の形成 (P68~69)	
市民が積極的に参加するものとして、環境指標に「フェアトレード」を扱う店の数を加えることを提案する。	環境指標は、継続的かつ定期的に把握可能である項目としています。「フェアトレード」を扱う店の数は、現時点では数値の把握が困難と考えます。なお、指標項目については、より適切なものへと改善を行うこととしており、今後の参考とさせていただきます。
第4章 環境保全・創造に向けた行動指針 (P70~83)	
中間答申を良く反映している。	中間答申の反映に努めました。
目にみえて、解りやすいアクションをしなくては必要である。	行動指針に関するご意見として受け止めさせていただきます。
第4.1節 基本的な行動指針 (P70)	
4.1はOKである。	中間答申の反映に努めました。
第4.2節 市民・企業・行政の行動指針 (P71~78)	
市民・企業・行政の行動指針なども、スローガンの記述にとどめ、詳細については下位計画に任せた方が良く考える。	詳細な記述については、下位計画等で記述しますが、環境基本計画では行動例として示しています。
私の家ではビニールによる五重・六重の窓で温かい。ムダなテレビの電気代も、お金の有る無しの問題ではないことも理解してもらわなければならない。そこが今後の肝心要である。	省エネルギーの具体的な行動事例として参考にさせていただきます。また、環境に関する様々な情報提供の推進に努めます。
4.2はOKである。	中間答申の反映に努めました。

意見の概要	市の考え方
4. 2. 1 市民の行動指針 (P71~73)	
市民の行動指針について、「酸性雨(雪)の原因物質の排出削減に向けた行動を実践します。」「オゾン層破壊のメカニズムについて理解し、自ら実行可能な行動を実践します。」は表現が難しすぎる。	【変更】 「原因物質」の記述を修正し、「メカニズム」は「仕組み」に修正しました。
71ページ4. 2. 1 (1) (イ)について、森林の機能は多様で複雑であり、植樹のみではなく、「生物調査や観察会などを通して森林の仕組み、働きを理解します」「清掃活動や学習会など森林保全活動に積極的に参加します」「植樹などの森林を作り、豊かにする活動に積極的に参加します」「木製品を利用し、大切にするなど多様な森林保全の方法を実践します」などの記述が必要である。 「植樹などの森林保全活動…」とあり「植樹」は取り上げているが森の維持管理についても入れるべきである。	【変更】 「・観察会などを通して森林の仕組み、働きを理解します。 ・植樹や維持管理などの森林を保全し豊かにする活動に積極的に参加します。 ・木材製品を利用し、大切にするなど多様な森林保全の行動を実践します。」を追加しました。
72ページ(2) (オ)について、一般には鳥獣を除き動植物を捕獲・採取しない・いけないというルールはないので、「魚・昆虫や花・山菜など野生動植物の捕獲・採取の仕方など自然への接し方や、自然を利用するときの生態系保全のルールを学びます」の記述が必要である。	【変更】 「・野生動植物の捕獲・採取の仕方など自然への接し方や、自然を利用するときなどの生態系保全のルールを学び、守ります。」を追加しました。
4. 2. 2 企業の行動指針 (P74~77)	
「(1) 企業経営及び企業活動における取り組み (イ) b) において太字の部分では「自転車」の表記があるが、公共交通機関のみの利用しか書かれていない。企業活動でも通勤や用務での移動に自転車利用は可能であり、脱温暖化社会の実現のために必要な取り組みである。公共交通機関と並列で「自転車の利用を促進」する記述を加えるよう求める。	【変更】 「公共交通機関や自転車などの利用を促進します。」を追加しました。
4. 2. 3 行政の行動指針 (P77~78)	
「行政の各部局間が、環境問題に積極的に連携し、常に連絡を取り、環境文化都市の構築を支援する」と縦割り行政の是正を宣言する形で表記することを提案する。	この9つは「札幌市環境マネジメントシステム」の環境方針で提示された重点的に取り組む事項になっています。
行政の指導的役割に関して4.2.3に行政の行動指針 (P77~78) として具体的な取り組みが例示されているが、主体的な役割がよく見えない。「市民の声の聞いた、市民活動団体と意見交換をした」だけでは、底辺の広がった市民生活と密着した変革が実現されず、目標の一方的な羅列に終わる恐れがある。	ここでの記述は、札幌市役所の内部において事業者及び消費者としての様々な活動に関して、自主的、率先的に取り組むべき行動の指針となっており、指導的役割、例示による取り組みに関しては、関連する各重点施策において施策として示しています。
第4. 3 節 地域別の行動指針 (P79~83)	
地域区分図があいまいである。(特に平地系緑地と山地系緑地)	【変更】 地域区分図を修正しました。
地域ごとの整備手法、整備主体、整備時期、補助事業、市単独事業など、より実現に向けての提案、市行政をリードしていくような記述が必要である。	ここでは、地域づくり計画の具体的な事業等を提示するのではなく、環境保全・創造のための基本指針と、今後の地域づくり計画を推進する上での配慮すべき指針を提示しています。
82ページ第3節(2)表の中で、4平地系緑地、5山地系緑地では、「可能な限り開発を抑制し」との方針を盛り込むべきである。	「4 平地系緑地」の「(イ) 農地の保全と積極的な活用」で札幌の北部地域などに広がる農地の積極的に保全していくこと、「5 山地系緑地」の「(ア) 自然性の高い森林の保全・学習プログラムの推進」で貴重な自然環境を有する札幌の南西部の山地を将来にわたって保全していくことを明記しています。
第5章 環境基本計画の推進に向けて (P84~93)	
環境基本計画をどのように実行に移していくかが問題である。	今回の改定の課題であると考え、実効性の確保に向けた推進体制、進行管理などについて充実強化を図りました。
5. 1 計画の推進体制、5. 2 戦略的施策プログラム、5. 3 計画の進行管理、この中の戦略的施策プログラムとなっているが、戦略的の項は5. 4として新たな大項目を作る方がよいと考える。	戦略的施策プログラムについては第5.2節に考え方等を記述し、戦略的施策プログラム本体は改定計画書とは別冊として作成しています。
■計画推進の基本的な考え方 (P84)	
住民一人ひとりの意見をできるだけ聞いて合意形成に努力しようという上田市政と基本計画改定案に大いに期待する。市の行政が身近になったと感じるとともに責任感や個人の努力しようという市と住民が協力し合う気持ちも大きくなる。	市民の皆さんの参加による合意形成を図りつつ計画の推進に努めます。
産学官民という視点からすると審議会は学のみなので審議会委員にもっと産官民を入れるような考え方を示すことが必要である。	審議会は、事業者団体、消費者団体、労働組合、活動団体、関係行政機関などから委員を委嘱しています。また、公募市民等が委員となる札幌市環境保全協議会の推薦により3名の参加が確保されています。
プロセス重視やPDCAの明文化は評価できる。(2件)	中間答申の反映に努めました。

意見の概要	市の考え方
第5. 1節 計画の推進体制 (P85~88)	
環境基本計画を、市民・企業・行政が共有し、参加と協働により実効性を持って推進していくためには、事業を計画する段階で、その分野に関連する市民・事業者・市民団体等の意見を反映させる仕組みが必要であり、それが参加と協働の体制を担保するものである。固定メンバーで任期制と想定される「(仮)環境基本計画推進会議」ではなく、継続的かつ発展的に拡大していく組織が必要になってくると考える。	「(仮称)環境基本計画推進会議」は、計画推進の基本的な考え方に示すとおり、実効性の確保、市民・企業・活動団体等の参加による合意形成と協働のプロセスを重視した計画推進のための参加と協働のシステム化を目的とするものです。 いただいたご意見は、「(仮称)環境基本計画推進会議」を運営する際の参考とさせていただきます。
環境問題への取り組みは遅すぎたという反省を人類(市民)は認識し、その中で環境保全への速やかな実行を重ねるため、分野ごとの市民参加の分科会を設け、実践行動のPDCAを情報公開すべきである。	「(仮称)環境基本計画推進会議」がその役割を担うものと考えます。
複数の組織の位置づけが理解し難く、保全協議会・審議会・保全会議の区分けは混乱を招き実践の壁となると考えられる。	各組織は環境基本条例等に基づき既に設置されているもので、本市の環境保全の推進に向けそれぞれ目的や役割に応じた活動を行っています。これらの組織を有機的に結びつけることにより、計画のより総合的かつ計画的な推進を図ること可能となると考えます。なお、各組織の位置づけについては、「(2)推進体制における組織等」で記述しています。
(1) 市民・企業・行政の協働による計画の推進体制 (P85)	
すべての環境関係の会議は基本計画を環境の憲法として位置づけその為にするという意味表示が必要と考える。例えば保全協議会も今後そうした視点でメンバーを集め、会議同士の意思の疎通が必要である。	各組織における検討・協議等の成果を共有しながら計画の推進にあたる「(仮称)環境基本計画推進会議」の整備を進めることとしています。
図は市民の参画について踏み込んでおり、表の中心の環境基本計画推進会議などの構想も答申の画期的なもので評価できる。また、結果や成果が見えてくる、感じてくる、希望が持てる体制を整えていくことの重要性が伝わってくる案である。(3件)	計画のより一層の推進に向け、「(仮称)環境基本計画推進会議」の早期の設置に努めます。
(2) 推進体制における組織等 (P86)	
環境推進会議中に担当部局だけでなく他部局のしかるべき人を入れるような構造が必要である。	「(仮称)環境基本計画推進会議」には、庁内の各部門を横断的につなぐ札幌市環境保全会議から関係職員等が参加することとしており、環境以外の部局からも参加が確保されます。
学の位置づけは審議会で大きい、審議会で産民官の役割大とすることや専門的分野で学はデータ・知恵の提供者に徹しても良いと考える。	推進体制における審議会の役割に関するご意見として参考にさせていただきます。
審議会に市民の声が多く入るように人選枠の検討が必要である。審議会で特別事項があれば、専門的分野では学はデータ・知恵の提供者をうけ特別委員会の設置も良いと考える。	現在、公募市民等が委員となる札幌市環境保全協議会の推薦により3名の参加が確保されています。また、必要に応じて臨時委員の委嘱を行うことや、部会を設置することができます。
P86の「環境保全協議会」「環境審議会」「環境保全会議」「推進会議(仮称)」による点検・評価であるが、同じ行政内のことを行政のものが評価するのは困難なことであり、まったく別の第三者による評価システムを求める。また、すべての事業をHPや掲示板に情報公開し、納税者による、インターネットでの評価も可能にすることを求める。	「(仮称)環境基本計画推進会議」では、行政から関係職員等の参加を確保することとしていますが、行政が点検・評価の実施主体ではなく、市民・企業・活動団体等の参加と協働による協議体制としています。
(3) 市民・企業・活動団体・行政の参加と協働による推進体制の構築 (P86)	
重要な部分でこれを挿入したことは評価できる。特に常設の市民参加を謳っている部分も評価できる。(2件)	「(仮称)環境基本計画推進会議」の早期の設置に努めます。
(5) 環境コミュニケーションの推進 (P87~88)	
審議会からの中間答申が十分反映されていて評価できる。(2件)	中間答申の反映に努めました。
行政の様々な努力の割には、基本計画は、一般市民には知られておらず、環境学習や活動への積極的参加及び連携・協働への動機づけとなっていない。 「市民の声を聞いて作った基本計画であるから、市民の行動目標を決めて自律的に実行してもらう」のでは行政の自己満足であり、広報活動のあり方を見直し、変革してゆく必要がある。また、環境行政にはマスコミの協力が欠かせないものであり、環境基本計画を考案し、策定し、あるいはこれをチェックする人々の多くがどれだけより良い情報を得ているかが問題である。(2件)	環境教育・学習への積極的な参加を促すため、重点施策「3.3.1 環境教育・学習活動の推進」の施策「(ウ) 環境情報の提供と共有化の推進」で大気環境、水環境、自然環境、交通対策、廃棄物対策など、札幌の環境に関する現状と課題、施策の推進状況などをまとめた札幌市環境白書を定期的に発行するとともに、環境に関する情報を市民・企業・行政が共有できるような情報システムや広報手段などを整備するとしています。また、様々な媒体や機会を活用した環境に関するコミュニケーションのより一層の促進を図ります。
第5. 2節 戦略的施策プログラム (P89~90)	
戦略プログラムの追加は画期的であるとともに、表も具体的で評価できる。(4件)	中間答申の反映に努めました。
戦略的プログラムの3つのテーマは4次保全協議会の提言を反映していて評価できる。(2件)	環境保全協議会からの提言や提案のより一層の反映に努めていきます。

意見の概要	市の考え方
有料化議論も始まり、最も関心が高いと思われる「ごみ関係」のプログラムも必要である。	審議会からの答申を踏まえ、問題の緊急性や現時点での取り組み状況等から現在の3つのテーマを設定しました。
「自動車に頼らない～」「エネルギーを大切に～」「環境教育～」の3項目の出方がとうとつな感じがする。少なくともP19第3章の重点施策15の施策と連動させるべきである。	【変更】 15の重点施策は長期的な施策の方向性を示しているのに対し、戦略的施策プログラムは5年間といった短期的に取り組む施策をより具体化しその展開を示したものです。「(1) 戦略的施策プログラムの考え方」を「(1) 考え方とテーマ設定」と修正し、戦略的施策プログラムのテーマを示しました。なお、テーマ設定に関しては、審議会からの答申を踏まえ、問題の緊急性や現時点の取り組み状況等から設定しています。
第5. 3節 計画の進行管理 (P91～93)	
P→D→C (+Publish) →Aのサイクル図はそのままでも良いが、全体として透明 (情報公開など) に見える様な書き方にする必要がある。	図のほかに「(2) 計画の点検・評価」「(3) 点検・評価結果等の公表」「(4) 施策等の定期的な見直し」「(5) 進行管理の充実強化」など詳細な記述をしています。
PDCAサイクルの中のPublishは点検評価 (C) 後にとらわれず、各ステージで報告すべきと考え、その内容もイラスト・ピクチャーを使ったビジョンに訴える形が良いと考える。	点検・評価の結果だけでなく、第5.1節「(5) 環境コミュニケーションの推進」で示すように様々な情報を効果的に発信していきます。
チェックを抜き出して書いてあるのは評価できる。	中間答申の反映に努めました。
4行目：「指標の開発にも努めていきます」と追加するべきである。	【変更】 「また、より適切な環境指標の開発に努めるとともに、定量目標及び環境指標を用いた評価手法そのものについても継続的に改善を行っていきます。」に修正しました。
計画の点検・評価の明記は画期的であり、進捗状況の毎年度の把握点検や取り組みなどについて、市役所がすべて行うのではなく、市民・企業も行うといった実施の姿勢を表記したことを評価する。(2件)	中間答申の反映に努めました。
本計画の進行管理を担うPDCAサイクルの点検・評価において、市民による点検・評価が明確に位置づけされていない。市民の視点で環境の状況や施策・事業の実施状況などを点検・評価し、その上で改善・見直しを検討するなど市民が主体的にかかわるべきである。	市民・企業・活動団体・行政の参加と協働による協議体制である「(仮称) 環境基本計画推進会議」においてPDCAサイクルの図に示す各段階での市民等が行うべき事項にそった進行管理が行われることとなり、点検・評価における市民の視点や主体的な関わりは確保されていると考えます。
「先の“環境基本計画”下の現事業について、“改定”の視点から評価検証をして、両者の整合性のある環境行政の推進に努める」の文言表記を挿入し、「基本計画」と「改定版」との整合性を図ることが必要である。計画改定を機会に、時代にそぐわなくなった事業を根底から見直し、ごみゼロ推進に適合した事業の改善と推進を図るのが、市民要望に応える「参加と協働」の環境行政の姿であり、「整合性のある連続性の事業推進に努め、実効の評価を市民としつつ、より合理的なものにする」と言った文言表記を挿入する必要がある。	具体的な事例を通じた市民参加と協働に関する貴重なご意見として受け止めさせていただきます。
戦略的施策プログラム (P94～105)	
地元企業・大学・研究機関・行政による産学官のプロジェクトの立ち上げ、テーマごとの多数のプロジェクト、進行状況の明確化及び計画実施年度数の明確化により進行評価し達成度を公表する必要がある。	戦略的施策プログラムについても、第5.2節「(4) 進行管理」にあるように、毎年、目標の達成状況やプログラムの進行状況について把握するなどの点検を実施し、計画全体の進行状況も含め、環境白書やホームページ等で公表を行うこととしています。
戦略的施策プログラム1 自動車に頼らない街にする！ (P94～97)	
歩行者としての視点が抜けている。	戦略的施策プログラム1「自動車に頼らない街にする！」は、都心部における自動車交通の適正利用を、札幌における環境保全・創造における緊急的・優先的な課題として設定しており、いただいたご意見は重点施策「3.2.2 環境低負荷型の交通網をもつ都市の実現」の施策に反映されています。
個々の事業については、環境NGO、市民グループ等と連携して行うこととし、事業計画立案・事業 (進捗) 管理業務を委託することも検討する。	個々の事業については、市民・企業・活動団体等との連携による実施を前提としています。また、事業計画立案や事業管理につきましては、計画の推進体制である「(仮称) 環境基本計画推進会議」において計画の推進方策として市民・企業・活動団体・行政での協議をすることとしており、委託の検討についてはご意見として参考とさせていただきます。
P96「排出ガス対策の推進」の「企業」の中に、“トロリーバスの活用の検討”をいれることを求める。	路面電車の存続も決まり、路線などの検討を進めるなど、既存の公共交通機関の有効利用を促進します。

意見の概要	市の考え方
<p>施策4 自動車適正利用の推進に関して、企業に対し、特にコンビニの必要駐車場の確保を求め、できなければ認可しないなどを盛り込むべきである。</p>	<p>都心部における自動車利用の適正利用の推進のため、荷さばき対策、路上駐車対策などを進めるとともに、規制的措施について検討することとしています。</p>
<p>施策4 自動車適正利用の推進に関して、一般道路に工事車両を常時停車することを禁ずることを盛り込むべきである。</p>	<p>工事車両に限らず違法駐車は禁止されています。</p>
<p>戦略的施策プログラム2 エネルギーを大切に使う社会を先導する！ (P98～101)</p>	
<p>P98エネルギーを大切に使う社会を先導するに関して、自治体の環境家計簿に相当する廃棄物会計を活用し、品目別の廃棄物処理費用やリサイクルコストなどを明らかにし、費用対効果の視点からもエネルギーの有効利用を検討すべきである。</p>	<p>進行管理の充実強化に向け、水道事業や下水道事業で導入している環境会計などの手法の活用等より適切な手法等の導入や活用を積極的に進めることとしています。</p>
<p>定量目標はどちらかに統一するか5年と10年スパンを明確にし、1人当たりの二酸化炭素排出量の目標については総量目標（国際的表示）の設定が必要である。（2件）</p>	<p>【変更】 戦略的施策プログラムはおおむね5年間を期間とすることから、定量目標は、計画の重点施策における長期的な目標ではなく、2006年・2010年等の短・中期的な目標を掲げることとしています。重点施策と戦略的施策プログラムの定量目標を統一するため重点施策における中間目標として2010年に6%削減することを追加しました。また、戦略的施策プログラムの定量目標に関する説明を追加しました。</p>
<p>P98エネルギーを大切に使う社会を先導する！に関して、太陽光発電の導入量を9300kwと目標設定しているが、太陽光発電は何に対する代替エネルギーかを明らかにし、総消費量としてどのエネルギー消費を削減するのが理解できる定量目標とすべきである。</p>	<p>太陽光発電により得られた電力による代替については、多くのものがあることから、特定することは困難ですが、電力消費を削減するものと考えています。</p>
<p>施策2 企業 建物の長寿命化や高断熱化について、今後建てる物への技術の視点しか無く、現存する建物を大切にする指導、規則が必要である。</p>	<p>【変更】 ご意見を踏まえ建替え時に限った記述から現状の建物に対する取り組みも含め、「検討または実践」と修正しました。</p>
<p>自然エネルギーの利用を促進するための具体的な施策としてグリーン電力証書システムを導入し、より効果的なCO₂削減に取り組むことを「戦略的施策プログラム2 エネルギーを大切に使う社会を先導する！」の事業として提案する。</p>	<p>具体的な取り組みとして検討を進めます。</p>
<p>戦略的施策プログラム3 環境教育・学習に街全体で取り組む！ (P102～105)</p>	
<p>P102環境教育・学習に街全体で取り組む！に関して、学校の授業内容に役立つようなプログラムを具体的に提示すべきである。</p>	<p>「3.1 環境教育・学習プログラムの充実」において、学校に配布している副読本を活用した具体的なプログラムの作成、環境教育プログラムの作成・提供などを提示しています。</p>
<p>定量目標に「評価指標の確立」を加えることを求める。</p>	<p>【変更】 環境審議会の最終答申、ご意見を踏まえ追加しました。</p>
<p>教育分野なので主体の記述を「学校、家庭、地域」と振り分けるべきである。</p>	<p>【変更】 「学校・家庭・地域」はいずれも教育の場としての区分であり、実際に取り組む主体としては、行政・学校、市民、企業等の区分が適切と考えます。</p>
<p>教育分野なので主体の記述を「学校、家庭、地域」と振り分けるべきであり、市民の欄に「KidsISO」の参加と実践について加えることを求める。</p>	<p>【変更】 「学校・家庭・地域」は実施主体であるとともに実施現場であることから、実施主体の整理として審議会の最終答申を踏まえ、行政に学校を追加しました。なお、「KidsISO」は環境保全・創造活動の参加に含まれるものと考えます。</p>
<p>その他</p>	
<p>集められた市民の意見をどのように受け止め、この計画にどう反映されるのか、あるいは反映されなかった理由について、公表することを求める。</p>	<p>各意見への対応については、この文書のほか市のホームページでも公表しています。</p>
<p>欧米諸国では環境問題を取り扱う部門は国の政策を左右する絶対的な権限を与えられているとき。札幌市においても全市をあげて、そして国・警察も連携して環境問題に取り組んでいただきたいものである。市長にも、知事にもそのことをよく考えていただきたい。</p>	<p>本市におけるすべての行政分野における環境への配慮の徹底、この計画の主旨の尊重や整合を図ること、また、国、北海道、関係機関などとの連携の強化を図り環境問題の改善などに今後とも取り組んでいきます。</p>